

**戸籍証明書の請求が便利になりました(戸籍証明書の広域交付について)**

令和6年3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律が施行され、本籍地以外の市区町村でも戸籍証明書などを請求できるようになりました。

本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口で請求できます。

本人確認のため、顔写真付きの本人確認書類など(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)をお持ちください。

◆請求できる方 ●本人 ●配偶者 ●父母や祖父母の直系尊属 ●子や孫の直系卑属

※委任状や法定代理人による申請、郵送による申請は、広域交付対象外となります。これまでどおり本籍地の市区町村に請求してください。

**住民異動の届出はお済みですか**

春は引越しの季節です。住所を変更された場合は、次のものを添えて、役場窓口へ届け出てください。それ以外にも、市町村から発行を受けている証書などがあれば、お持ちください。なお、届出には本人確認のための運転免許証、健康保険証などが必要です。

本人または本人と同一世帯以外の方が届出をする場合には、委任状が必要です。

◆転出 黒潮町からほかの市町村に住所を移すときは、引越するまでに届出をしてください。

【届出に必要なもの】

●転出予定日 ●転出先の住所

【次のものをお持ちの方は忘れずお持ちください】

●印鑑登録証 ●国民健康保険被保険者証 ●介護保険被保険者証 ●後期高齢者被保険者証
●マイナンバーカード など

◆転入 ほかの市町村から黒潮町に住所を移すときは、住み始めてから14日以内に届出をしてください。

【届出に必要なもの】

●前住所地の市区町村役所が発行した転出証明書
(マイナンバーカードによる特例転出の場合は、マイナンバーカード)

【次のものをお持ちの方は忘れずお持ちください】

●介護保険受給資格証明書 ●障害者手帳 ●マイナンバーカード など

◆転居 町内で住所を移すときは、引越しをしてから14日以内に届出をしてください。

【次のものをお持ちの方は忘れずお持ちください】

●印鑑登録証 ●国民健康保険被保険者証 ●介護保険被保険者証 ●後期高齢者被保険者証
●障害者手帳 ●マイナンバーカード など

**マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます**

令和5年2月6日から、「転出届」について、マイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になっています。電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しのほか、ご自身と同一世帯の方、ご自身以外の同一世帯の方の引越しでも利用可能です。詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、転入先市町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。また、転出届を提出する市町村での手続きが別途必要な場合もあります(水道や、保険証などの手続き)。



デジタル庁
ホームページ

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701